

入札説明書

警備員指導教育責任者講習業務委託については次のとおりとする。

1 入札内容

- (1) 入札の件名
警備員指導教育責任者講習業務委託
- (2) 業務の仕様等
別添「警備員指導教育責任者講習実施要領」のとおり
- (3) 委託期間
令和6年5月20日から令和6年8月23日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者を含む）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 島根県が行う入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (6) 地方自治法施行令第167条の5第1項の規定に基づき定める資格は、次のとおりとする。
 - ア 島根県税を滞納していない者であること。
 - イ 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
 - ウ 次のすべての要件を満たす法人その他の団体であること。
 - (ア) その役員のうち警備業法第3条第1号から第7号までのいずれかに該当する者がいないこと。
 - (イ) 役員構成が、委託業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
 - (ウ) 入札参加資格確認時において、一般社団法人全国警備業協会が実施する講師講習会の修了者を6名以上選任できるものであること。
 - (エ) 委託業務を適正かつ確実に実施するために必要な事務的能力並びに十分な経理的基礎及び社会的信用を有するものであること。
- (7) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の承認を受けた者であること。

3 入札参加資格確認申請

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和6年4月30日（火）正午までに、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び所定の提出書類を添え、島根県警察本部長に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 申請書の提出場所等
 - ア 提出場所
〒690-8510
島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話 0852-26-0110（内線2241、2242）

イ 提出方法

持参または簡易書留による郵送（提出期限必着）

- (3) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じること。また、提出された申請書に不備があり、補正することを求められた場合は、県が指定する日時までに、遅滞なく申請書の補正を行うこと。

入札参加資格の確認は、申請書の提出をもって行い、その結果は別に定める入札参加資格確認通知書により各申請者へ通知する。

- (4) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

4 入札参加資格確認申請等に必要書類

- (1) 入札参加資格確認申請書（様式第1号）

- (2) 定款

- (3) 登記事項証明書

- (4) 営業経歴書（様式第2号）

- (5) 委任状（法人で営業所等を島根県との取引先としている場合）（様式第3号）

- (6) 島根県税の納税証明書（地方消費税を除く。）

県民センターの長が発行する未納の徴収金（納期限が到来しない徴収金を除く。）がない旨の証明書（入札参加資格審査用）

- (7) 消費税及び地方消費税の納税証明書

納税地（本社所在地）を所轄する税務署長が発行する未納税額がないことを証明したもの

- (8) 役員経歴書（様式第4号）

- (9) 誓約書（様式第5号）

- (10) 講師講習会終了者名簿（様式第6号）

- (11) 入札参加資格確認の通知に使用する返信用封筒

定形封筒（長型40号程度）に84円切手を貼付し、あて先を記入すること。

- ※ 1 上記(3)(6)(7)については、申請日前3か月以内に発行された原本を提出すること。

- 2 島根県の入札参加資格者名簿に登載されている者については、(2)(3)(4)(5)(6)及び(7)は省略できる。

6 入札の場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8510

島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話 0852-26-0110（内線2241、2242）

- (2) 入札説明会

実施しない。

- (3) 入札の日時及び場所等

ア 日時 令和6年5月13日（月） 午後1時30分

イ 場所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部7階 第一小会議室

ウ 開札 即時開札

7 入札の方法等

(1) 入札の方法

- ア 入札書は、別紙「入札書」（様式第8号）により提出すること。
- イ 入札書の提出にあたっては、封筒に入れのり付けのうえ、封皮に「入札者の法人名又は団体名」、前記1（1）の「入札の件名」及び「入札書在中」と記入すること。
- ウ 入札書の金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額を記載すること。
ただし、落札の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を加算した額を落札金額とする。
- エ 落札決定にあたっては、予定価格の範囲内で最低入札価格をもって落札金額とする。
- オ 入札者は、その入札書の書き換え、引換え又は撤回をすることができない。
- カ 入札者は、入札時刻後においては、入札会場に入場することができない。
- キ 入札者は、入札の場所に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類又は身分証明書を提示しなければならない。
- ク 入札者は、入札担当者がやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札の場所を退場することができない。
- ケ 開札の結果、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、当該入札の終了後直ちに再度の入札を行う。

(2) 代理人による入札

- ア 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加者の住所及び名称又は商号、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の場合は署名を含む。）をしておくとともに、入札時までに別紙「委任状」（様式第9号）を提出しなければならない。
- イ 入札者又はその代理人は、本件にかかる入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(3) 入札保証金

- ア 島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号。以下「会計規則」という。）第61条第1項の規定により、契約予定相当額（入札予定金額に消費税等の額を加算した額）の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金は免除する。
- イ 入札保証金の納付は、会計規則第61条第2項の規定により現金のほか国債、地方債その他の有価証券の提供をもって代えることができる。
- ウ 入札保証金の納付を要する場合の納付場所及び納付時期は次のとおり。
 - ・ 納付場所
島根県松江市殿町8番地1
島根県警察本部警務部会計課
 - ・ 納付時期
入札日当日の午前9時から正午まで
- エ 入札保証金は、会計規則第61条第3項の規定により落札者には契約締結後に、その他の者には落札決定後に還付するものとする。
なお、落札者は当該入札保証金を契約保証金の一部に充当することができる。
- オ 入札保証金は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第4項の規定により落札者が契約を締結しないときは、県に帰属する。
- カ 入札保証金は、次のいずれかの方法で免除を受けることができる。
 - ・ 保険会社と入札保障保険契約を締結し、保険証券を提出する。
 - ・ 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたっ

て締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、契約書の写しを提出する。

(4) 再度入札

ア 再度入札は2回までとする。

イ 再度入札に付し落札者がいないときは、地方自治法施行令167条の2第1項第8号の規定により最低価格入札者と随意契約の協議を行うものとする。

(5) 落札者の決定方法

会計規則第62条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者が2人以上あるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ落札者を決定する。

(6) 入札の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、会計規則第61条の3第1項の規定により当該入札を取りやめ、又は入札期日を延期することがある。

(7) 入札の無効

入札に関する条件に違反したとき、入札に際して連合その他の不正の行為があったとき、その他会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(8) 落札の通知

落札者が決定したときは、会計規則第64条の2の規定により直ちにその旨を当該落札者に通知する。

(9) 入札の辞退

島根県警察本部長の承認を受けた後、入札を辞退する場合は次によることとする。

ア 入札執行前にあっては、入札辞退書を持参又は郵送等により提出するものとする。

イ 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を提出するものとする。

(10) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県警察本部警務部会計課に通報すること。なお、当該通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(11) 新型コロナウイルス感染予防対策

入札会場への入室の際は可能な限りマスクを着用し、手洗い、手指消毒等を行うこと。

8 契約

(1) 契約条項

別添「委託契約書(案)」のとおりとする。

(2) 前金払

なし

(3) 契約書の作成

ア 落札者が決定したときは、会計規則第64条の3第1項の規定により14日以内に契約を締結するものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書2通に記名押印し、更に島根県警察本部長が当該契約書の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 前記イの場合において島根県警察本部長が記名押印したときは、当該契約書1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 地方自治法第234条第5項の規定により島根県警察本部長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(4) 契約保証金

ア 会計規則第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

イ 契約保証金の納付は、会計規則第61条第2項の規定を準用する。

ウ 契約保証金の納付を要する場合の納付場所及び納付時期は次のとおり。

・ 納付場所

島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課

・ 納付時期

落札の日から14日以内

エ 契約保証金は、契約履行の検査完了後に請求に基づき還付する。

(5) 契約の手續に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

9 質疑

(1) 入札説明に対する質疑

入札説明書、添付資料及び業務の仕様について質疑がある場合は、別紙「質疑書」（様式第10号）により令和6年4月23日（火）正午までに提出すること。

(2) 提出先

6(1)に同じ。

(3) 回答

書面により回答する。

10 入札説明書添付書類

(1) 入札参加資格確認申請書（様式第1号）

(2) 営業経歴書（様式第2号）

(3) 委任状（営業所等を島根県との取引先としている場合）（様式第3号）

(4) 役員経歴書（様式第4号）

(5) 誓約書（様式第5号）

(6) 講師講習会修了者名簿（様式第6号）

(7) 入札保証金免除申請書（様式第7号）

(8) 入札書（様式第8号）

(9) 委任状（本社の契約権限者又は委任を受けた支店長等が支店長等以外の者に入札等の事務を委任する場合）（様式第9号）

(10) 質疑書（様式第10号）

(11) 委託契約書（案）

(12) 警備員指導教育責任者講習実施要領